

令和4年6月

# 上天草市農業委員会會議録

令和4年6月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和4年 6月 上天草市農業委員会定例会議録

令和4年6月10日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 書庫棟2階会議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第 6 議案第4号 非農地通知交付申請について
- 日程第 7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出の受理について  
その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 西岡 光雄	職務代理人 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
9番 松本 光義	10番 森 和敏		

(事務局)

局長 小松野 洋己 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

8番 源 義通

### 1 開会

事務局（小松野）

ただいまより、令和4年6月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日は、10名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

### 2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は6月の総会ということで、皆さん方には大変ご多忙の中ではございますけれども、本日は農業委員、最適化推進委員合同の会議となりますけれども、よろしくお願ひいたしたいと思います。

また、梅雨入りも間近ということで、大変厳しい気象状況の中ではございますけれども、例年どおり農地の利用状況調査ということで、皆さん方には大変ご苦労をかけますけれども、どうかひとつ、ご協力のほどお願いいたしたいと思います。天気が悪い中、そしてまた暑い中ではございますけれども、どうか健康には十分注意をなされまして、利用状況調査等にもご協力をいただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

ただいまから開会いたしますので、どうぞ、ひとつよろしくご審議をお願いいたします。

### 3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

本日の議事録署名委員の指名を行います。10番、森委員、3番、山口委員、よろしくお願ひいたします。

## 4 議 事

### 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

議事に入ります。

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から、事務局、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番△、地目は田、面積83m<sup>2</sup>です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2~3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約0.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は道路の増設で、事業資金は、工事費△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地は申請人が所有する農地であるため、地区の排水同意のみ確認しています。給排水計画につきましては、給水の必要はなく、排水については、雨水は新設の側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、工事中の土砂の流出、崩壊については十分防止対策を取り、完成後もガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農業への影響はないとのことです。また、近傍農地への日照、通風、耕作等への影響もないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

昨日は暑い中、現地確認お疲れさまでした。議案第1号の1番につきまして、7番の岩崎が説明をいたします。

申請地は現在、自己所有農地への作道として使用されております。後の議案で出でますけれども、家が建つ予定もあり、道路として増設をして賃貸をしながら自己農地の作道として利用したいとのことです。道路の幅員は4m50cmでございまして、一部、1mの里道があるそうですが、それも建設課に承諾を得て、一緒に道路として利用できるということです。

画面を見ますと左側に家が建つ予定でございます。そこに側溝を設置するとのことでございます。問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長（西岡）

ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号2番と、議案第2号2番は同一案件であるため、まとめて説明いたします。議案は2ページと4ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△番外10筆、同じく△△△△番外3筆、地目は畠、面積2,739m<sup>2</sup>と1,019m<sup>2</sup>です。申請場所は図面1ページ②と④、詳細は4ページと5ページ、8ページと9ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約4.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は宿泊施設の建設で、事業資金は、土地造成費△△△万△△△△円、建築費△△△△△万△△△△円、雑費△△△万△△△△円、合計△△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。なお、所有者から同意が得られなかつた隣接農地については、理由書を添付していただいております。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は地下浸透枠により集水後、自然排水し、生活雑排水及び污水は、合併浄化槽にて処理後、ポンプ圧送にて排水とのことです。造成中の被害防除については、申請地では、現状のグラウンドレベルにて整地工事を行い、雨水勾配を北側の雨水地下浸透枠にて施工し、外周にはコンクリートブロックを2段設置し、隣接地への土砂の流出を防ぐとのことです。工事運搬については、道路交通法を遵守し、警備員の配置等を行い、事故を起こさないよう注意し、市道等公共施設に破損等の被害を与えた場合は、施工業者の責任において速やかに対処することです。完成後は、駐車場部分には砂利敷をし、敷地内には芝や植栽等により、粉塵による付近の農業への被害を防止することです。

また、宿泊施設は、クルーザータイプとコテージタイプの平屋建てを計画しており、周辺の農地に対する日照、通風等の影響を最小限に抑えるよう対処することです。事前に隣接土地所有の方々に挨拶を兼ねて事業説明をしており、万一被害が生じた場合には、申請人が責任を持って対処することです。

補足説明といたしまして、本案件は事業面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるものであるため、今月20日に開催される常設審議委員会にて審議を行っていただく予定です。説明は以上です。

議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎） 議案第1号の2番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。

この案件は、5月に審議保留となった議案であります。目的は宿泊施設の建設で申請がありましたら、経済産業省への土地取得前の補助金申請及び採択に関して、補助金の制度上問題はなかったのか、と申請人へ払拭できる資料の提出を事務局より通知をされ、申請人から回答がありました。

まず、計画予定地は自己所有地でなければならない理由はない、ということで借地でもできる。また補助金申請前に地権者に売却の事前承諾を得ております、とのことです。現時点では、採択通知の状態であり、委員会承諾後、交付申請を行う予定だそうです。

続きまして、関連議案ですけれども、議案第2号の2番につきましては、前回も説明しましたが、申請人の妻の母親の所有地で、宿泊施設の建設に協力され、譲渡されるそうです。よろしくお願いします。

議長（西岡） ありがとうございました。ただいま議案第1号の2番と、議案第2号の2番につきまして説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡） 議案第2号の1番、事務局のほうから説明をお願いいたします。

議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字△△△△△番△、地目は田、面積355m<sup>2</sup>です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約0.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は、建物工事費△△△△△万△△△△円、造成工事費△△△△△万△△△△円、雑費△△△△△円、土地購入費△△△△△万△△△△△円、合計△△△△△△△△△△円であ

り、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画につきましては、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、新設の側溝へ排水することです。造成中の被害防除については、工事中の土砂の流出、崩壊については、十分防止対策を取り、完成後も、ガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農業への影響はないとのことです。また、近傍農地への日照、通風、耕作等への影響もないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第2号の1番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。

申請人は現在、両親と暮らしておられ、子供が大きくなり手狭になったため、家族が安定して居住できる住宅を建設するため、○○○○○○周辺の土地を探しておられたそうです。条件がよかつたので選定されたそうです。申請地には進入路がないため、先ほど4条申請のあった道路を賃貸させてもらうことになっているそうです。

隣接農地の同意、区長さんの同意も取られておりまして、問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号3番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字△△△△△番△外1筆、地目は畠2筆、合計面積644m<sup>2</sup>です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約8.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は集合住宅の建設で、事業資金は、建築費△△△△万△△△△円、雑費△△△万円、土地購入費△△△△万円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己

資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は道路側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は下水道へ排水することです。造成中の被害防除については、造成は行わず現状のまま利用し、境界にブロック塀を設置するため、近隣農地への影響はなく、完成後も、ガス、湧水等の悪影響はなく、また、日照、通風等の悪影響もないとのことです。

万一争議が生じた場合は、申請人が責任を持って対応することです。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡）

議案第2号の3番について、2番の松岡が説明申し上げます。

内容につきましては、事務局が説明されたとおりです。長年、耕作放棄地で一部は近所の人たちが無断で駐車場として使用していたところであります。今回、顛末書も提出をされております。慎重審議、よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

### 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画（案）について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

議案第3号、農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について、議案は6ページから13ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が2件、新規設定の計画が13件となっております。再設定の計画は、利用目的、借賃設定期間及び支払い方法等、前回の集積計画から変更ありませんでした。

今回の農用地利用集積計画の内容は、利用権の設定をする人15名、利用権の設定を受ける人5名、利用権設定面積合計3万5,936m<sup>2</sup>です。

内容の詳細につきましては、議案のとおりであり、ここに記載されている計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを事務局にて確認しています。また、番号6番の熊本県農業公社を通した利用権設定を行う予定の借手は、大矢野町の個人の方であり、番号7番から番号15番の熊本県農業公社を通した利用権設定を行う予定の借手は、大矢野町の農地法第2条第3項の各要件を満たす農地所有適格法人であることを申し添えます。説明は以上となります。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま議案第3号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、議案第3号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第4号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号、非農地通知交付申請について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第4号、番号1番です。議案は15ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□△△△△番、地目は畠、面積371m<sup>2</sup>です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約6.7kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、現況写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（岩崎）

議案第4号の1番について、推進委員の岩崎が説明いたします。

この非農地申請の確認につきましては、前回の総会で、地元の委員で確認を行うということでしたので、地元委員の松岡委員、源委員、そして私が確認を行いました。申請地は国道266号線の○○トンネルの大分手前から旧道に入って100mくらい行ったところにあります。現況では、ご覧のとおり、10年以上も放置して

あり、雑木があり、非農地化はやむなしと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま議案第4号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出の受理について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出の受理について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

報告第1号、番号1番です。議案は16ページになります。

届出人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□△△△番、地目は畠、面積121m<sup>2</sup>です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約1.3kmの辺りに位置しております。届出事由は、相続による所有権の移転で、権利を取得した日は平成23年3月28日です。報告は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいまの報告第1号につきまして、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ございませんので、報告どおりといたします。

それでは、皆さん方にご協力をいただきまして、議案審議は全て終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

なお、続きまして事務局のほうからその他で説明がございますのでよろしくお願ひいたします。

（テープ終了）

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会 午前10時5分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和4年6月10日

上天草市農業委員会 会長

西岡光雄

上天草市農業委員会 委員

森和敏

上天草市農業委員会 委員

山口勝喜